

平成27年第2回三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

- 1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）』中間案に対する意見」への回答について
 - ・ **資料1** 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）』中間案に対する意見」への回答 1頁
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）最終案について（警察本部関係）
 - ・ **資料2** 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）最終案 2頁
- 3 警察による犯罪被害者支援の取組について
 - ・ **資料3** 警察による犯罪被害者支援の取組 4頁
- 4 少年に関する関係機関との連携について
 - ・ **資料4** 少年に関する関係機関との連携 5頁
- 5 犯罪情勢について
 - ・ **資料5** 犯罪情勢（平成27年10月末） 6頁
- 6 交通事故情勢について
 - ・ **資料6** 交通事故情勢 7頁
- 7 伊勢志摩サミット開催に向けた警備諸対策の推進状況について
 - ・ **資料7** 伊勢志摩サミット開催に向けた警備諸対策の推進状況 8頁

平成27年12月

警察本部

『「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案に対する意見』への回答

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回 答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	<p>「現状と課題」に記載されている事柄については、主な取組の内容など具体的に触れていただきたい。</p>	<p>「現状と課題」に記載した犯罪や問題に対する具体的な取組内容については、基本事業の主な取組内容に記載します。</p>
			<p>主な取組内容を統合・吸収するなど、施策体系が整理されているが、吸収された事項についても、成果が検証できるよう工夫いただきたい。</p>	<p>取組の成果の検証については、毎年の「成果レポート」に、主な取組内容やその成果・課題を詳細に記載することで、成果が検証できるよう措置します。</p>
			<p>交番・駐在所の建て替え整備については、交番・駐在所が地域住民の安全安心の拠り所としての治安維持機能などを有していることから、画一的に他のハード事業と同様な対応とならないようにしていただきたい。</p>	<p>交番・駐在所は、地域住民の安全・安心の拠り所としての治安維持機能はもとより、大規模災害に的確に対応できる機能を果たすことが強く求められ、地域住民の利便性を確保しながら、あるべきところに適切に整備されていることが不可欠です。警察活動を支える重要な基盤として、様々な警察活動に即応できる機能を確保することで、地域住民の安全・安心を図ってまいります。</p>

施策 141 犯罪に強いまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

現状と課題

- 地域の安全と安心を確保するため、犯罪の抑止と検挙に取り組んできた結果、平成 26(2014)年中の刑法犯認知件数は、ピークであった平成 14(2002)年から 6割以上減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、平成 26(2014)年中のストーカー・配偶者暴力事案の認知件数、特殊詐欺の被害額が過去最高を記録するなど、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。このほかにも、サイバー空間が県民の日常生活の一部となっている中で、インターネットバンキング不正送金事犯等のサイバー犯罪の多発やサイバー攻撃の危険性の増大といったサイバー空間における脅威の深刻化など、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。
- このような現状において、県民の皆さんの安全が保たれ、安心して暮らせる地域社会を構築していくためには、自治体や地域住民、ボランティア団体などのさまざまな主体と連携した犯罪抑止活動はもとより、社会経済情勢の変化等に伴う捜査環境の変容に柔軟に対応した検挙活動を一層推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らしていける犯罪の起きにくい社会を構築するため、県民の皆さんとの協創による犯罪抑止活動を展開するとともに、発生した犯罪の徹底検挙に取り組めます。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性・高齢者の安全の確保、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動の持続的な発展などに取り組むとともに、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を得ることで、犯罪に遭わない・起こさない意識を醸成します。
- 犯罪を徹底検挙するため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用、科学捜査の高度化など、犯罪の痕跡と犯人とを結び付ける事後追跡可能性や客観証拠の確保に向けた取組を推進します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

平成31年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	17,550件 (26年)	(調整中)	刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化 (主担当：警察本部生活安全部)</p> <p>自治体等と連携し、犯罪抑止インフラの整備・拡充や、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保・非行防止、特殊詐欺の被害防止などの犯罪抑止活動に取り組むとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図るほか、犯罪被害者等を社会全体で支援する機運を高めます。</p>	防犯ボランティアの団体数	604団体 (26年)	(調整中)
	<p>〔目標項目の説明〕 県警察において把握している防犯ボランティア団体のうち、平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体数</p>		
<p>14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化 (主担当：警察本部刑事部)</p> <p>迅速・的確な初動捜査の徹底、各種システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙を図ります。</p>	重要犯罪の検挙率	74.8% (26年)	(調整中)
	<p>〔目標項目の説明〕 重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ)に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合</p>		
<p>14103 県民の安全を守る活動基盤の整備 (主担当：警察本部警務部)</p> <p>地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所や、装備資機材、各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ることで、犯罪の抑止と徹底検挙を進めます。</p>	交番・駐在所の建て替え整備数 (調整中)	1か所	(調整中)
	<p>〔目標項目の説明〕 交番・駐在所を1年間に建て替え整備する数</p>		

警察による犯罪被害者支援の取組

1 犯罪被害者等の現状

直接的被害

犯罪により命を奪われる(家族を失う)、けがをするなど



直接的被害を受けた後に生じる様々な問題

二次的被害

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職、引っ越し等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

2 犯罪被害者支援の基本理念と責務

(1) 3つの基本理念(犯罪被害者等基本法第3条)

- 犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重、ふさわしい処遇を保障される権利を有すること
- 被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じて適切な施策が講じられること
- 再び平穏な生活を営めるまでの間の途切れない支援が講じられること

(2) 地方公共団体の責務(犯罪被害者等基本法第5条)

地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施

(3) 国民の責務(犯罪被害者等基本法第6条)

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等のための施策への協力

3 県警察による犯罪被害者支援の具体的な取組状況

(1) 犯罪被害者等への早期の情報提供

- 被害者の手引の作成・配布
- 被害者連絡制度の運用

(2) 相談・カウンセリング体制の充実整備

- 各種相談窓口の設置
- カウンセリング体制の整備

(3) 捜査過程における犯罪被害者等の負担の軽減

- 被害者支援要員制度の運用
- 公費負担制度の運用

(4) 犯罪被害者等の安全確保の徹底

- 「再被害防止対象者」、「保護対象者」の指定

(5) 迅速・的確な犯罪被害給付制度の運用

- 「重傷病給付金」、「障害給付金」、「遺族給付金」の支給

(6) 犯罪被害者支援の広報啓発活動の実施

- 「命の大切さを学ぶ教室」の開催
- 「犯罪被害者支援キャラバン隊」及び「犯罪被害者支援を考える集い」の開催

少年に関する関係機関との連携

1 基本的な考え方

少年の非行防止や健全育成を図るためには、学校、児童相談所等の関係機関、ボランティア、団体と緊密に連携して、社会全体で諸対策を推進することが重要である。

2 関係機関との連携

(1) 教育関係機関との連携

- ア 県教育委員会との人事交流・情報共有
- イ 学校警察連絡協議会・学校警察連絡制度の活用
- ウ 非行・被害防止教室の開催



県教育委員会と県公安委員会との意見交換会の状況

(2) 福祉・医療・保健関係機関との連携

- ア 児童相談センターへの職員の配置
- イ 児童相談所等と連携した児童虐待事案への対応
- ウ 福祉、医療、保健関係機関等で構成する「要保護児童対策地域協議会」への参画



関係機関合同による児童虐待対応訓練の状況

(3) その他関係機関との連携

- ア 個々の問題少年に応じた対応を的確に行うため、学校、警察、児童相談所等担当者による継続的な支援活動を実施
- イ 教育、福祉、医療、更生等26機関・団体による「三重若樫少年サポートネットワーク」を通じた情報共有
- ウ 居場所づくり等立ち直り支援活動の実施



三重若樫少年サポートネットワークの会議状況

3 今後の方針

「非行少年や問題を抱える少年」、「SOSを発信する少年」等の情報を学校、児童相談所、少年関係ボランティア等から幅広く収集・把握するとともに、個々の少年のケースに応じて、教育、福祉、医療、保健、更生等の関係機関による連携した対応が不可欠である。

そのため、積極的に地域における少年に関する情報を収集・把握するアウトリーチ型の活動を推進して、その情報内容に応じて教育、福祉、医療等と連携した対応の強化を図ることとしている。

犯罪情勢（平成27年10月末）

1 全刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期比
全 刑 法 犯	12,892	-1,864	4,144	-715	1,913	-192	32.1	-0.8
重 要 犯 罪	73	-21	60	-7	49	-25	82.2	+10.9
殺 人	7	+2	6	0	5	-1	85.7	-34.3
強 盗	14	-12	12	-6	15	-13	85.7	+16.5
放 火	5	+1	6	+2	5	+2	120.0	+20.0
強 姦	11	+2	12	+1	9	+3	109.1	-13.1
略取誘拐・人身売買	0	-1	0	-1	0	-1	0.0	-100.0
強 制 わ い せ つ	36	-13	24	-3	15	-15	66.7	+11.6
重 要 窃 盗 犯	1,765	-70	1,091	-235	107	-51	61.8	-10.5
侵 入 盗	1,500	+33	943	-134	90	-26	62.9	-10.5
自 動 車 盗	241	-85	139	-89	15	-14	57.7	-12.2
ひ っ た く り	15	-17	7	-3	2	-9	46.7	+15.4
す り	9	-1	2	-9	0	-2	22.2	-87.8

- 全刑法犯の認知件数は、前年同期と比べ12.6%減少
- 重要犯罪の検挙率は、前年同期と比べ10.9ポイント上昇
- 重要窃盗犯の検挙率は、前年同期と比べ10.5ポイント低下

2 特殊詐欺

	認知件数		被害額約(万円)		検挙件数		検挙人員	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期比
総 数 (額)	105	+25	52,170	+770	22	-3	14	+4
振り込め詐欺	82	+28	27,940	+8,370	20	0	11	+8
振り込め詐欺以外	23	-3	24,230	-7,600	2	-3	3	-4

- 認知件数(総数)は、前年同期と比べ31.3%増加
- 被害額(総額)は、前年同期と比べ1.5%増加
- 全財産犯の現金被害(約9億2,000万円)の約6割

3 暴力団犯罪

	検挙件数		検挙人員		罪種別(主なもの)
		前年同期比		前年同期比	
総 数	536	+154	141	0	覚醒剤事犯:36 暴行:13
刑 法 犯	454	+131	92	-8	傷 害:27 恐 喝:11
特 別 法 犯	82	+23	49	+8	窃 盗:13 詐 欺:10

- 検挙件数は、前年同期と比べ40.3%増加
※ 主な検挙：窃盗337件(前年同期比+84件)、詐欺47件(同+36件)
- 検挙人員は、前年同期と同数

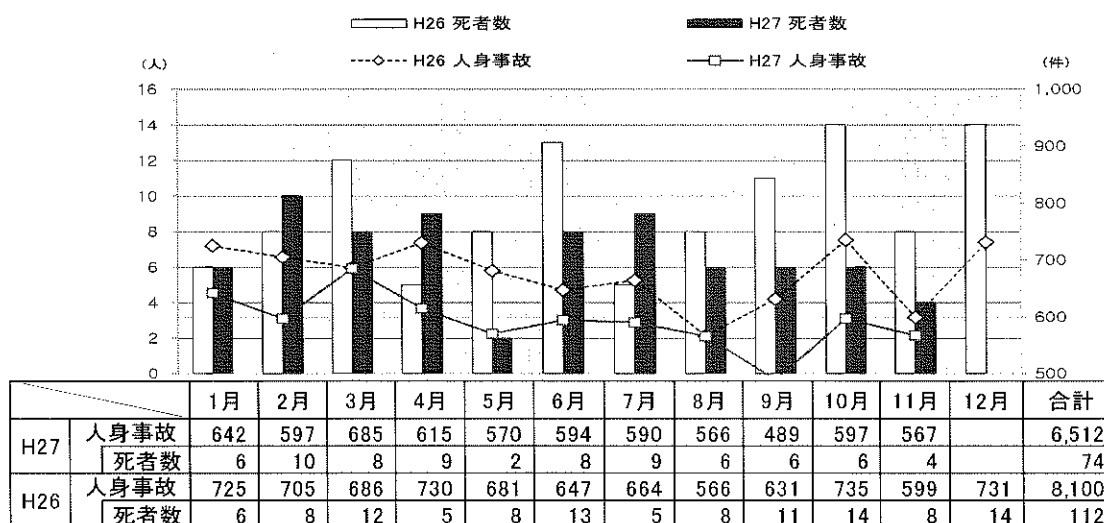
交通事故情勢

1 交通事故情勢

(1) 交通事故の発生状況（平成27年11月末）

区分	人身事故		死亡事故	
		負傷者数		死者数
平成27年11月末	6,512	8,691	73	74
前年同期比	-857	-1,061	-23	-24
増減率(%)	-11.6	-10.9	-24.0	-24.5

(2) 月別発生件数



(3) 交通死亡事故の特徴（平成27年11月末）

ア 高齢死者（65歳以上）が全体の約6割を占める

74人中44人（前年同期比－6人）

イ 歩行中・自転車乗車中の死者が全体の4割以上を占める

74人中33人（前年同期比－13人）

ウ 四輪乗車中死者のうちシートベルト非着用死者が6割を占める

30人中18人（前年同期比－4人）

2 平成28年に向けた取組

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態の分析に基づき、交通事故抑止効果及び被害軽減効果を最大限に発揮

(2) 効果的な交通安全教育・広報啓発活動の推進

地域の実態や年齢層に応じた交通安全教育及び関係機関・団体と連携した積極的な広報啓発活動による交通安全意識の向上

(3) 安全・安心な交通環境の整備

信号機を始めとした交通安全施設等の整備及び地域の実態に即した交通規制の見直し

伊勢志摩サミット開催に向けた警備諸対策の推進状況

1 概要

伊勢志摩サミットをめぐっては、我が国を標的とするテロの脅威が現実のものとなっているほか、サイバー攻撃の発生も懸念されるなど厳しい情勢にある。

県警察としては、各国首脳等の身の安全確保、伊勢志摩サミット及び関連行事の円滑な進行の確保並びに安全・安心な県民生活の確保に万全を期すため、次に掲げる取組を推進している。

2 警備諸対策の推進状況

(1) 体制の確立

- 県警察全体での推進体制として警察本部長を長とする「三重県警察伊勢志摩サミット警備対策委員会」を設置
- 警備体制の強化や諸対策の推進のため、警備部内にサミット対策課を設置

(2) 各種訓練の実施

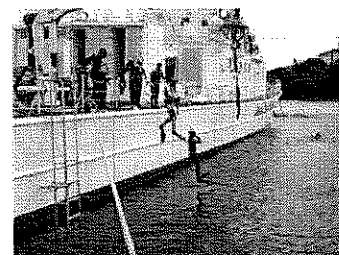
部隊の対処能力向上に向け、関係機関と連携しながら各種訓練を実施



テロ対策合同訓練



デモ等警備訓練



海上保安庁との合同訓練

(3) 様々な脅威への対応

- 恒常的な官民一体となったテロ対策を推進することを目的とした「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」を設立
- サイバー攻撃や小型無人機（ドローン）といった新たな脅威への対応に万全を期するための取組の推進



テロ対策三重パートナーシップ推進会議の設立



小型無人機（ドローン）教養の実施

3 今後の方針

- 綿密な警備計画の策定
- 「住民懇話会」での説明を始めとした住民の不安を払拭するための広報活動の推進
- 県外からの派遣部隊受入れに向けた準備